

川崎市国民保護協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市国民保護協議会条例（平成17年川崎市条例第94号）第8条の規定に基づき、川崎市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(副会長)

第2条 協議会の副会長は、副市長をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(補欠委員の任期)

第3条 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(幹事会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集することができる。

2 幹事会に座長を置き、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。

3 幹事会の代理出席については、前条の規定を準用する。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度協議会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成18年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。